

## 教育委員会8月定例会会議録（要旨）

招集月日	令和2年8月6日（木）	
招集場所	瀬戸市役所4階 大会議室	
出席委員	教育長 横山 彰 委員 寺田 康孝 委員 二宮 あづさ 委員 青山 貴彦	委員 加藤 高明 委員 中根 志保 委員 田中 直美
欠席委員	*****	
議案説明のため に出席した職員	教育部長 林 敏彦 教育政策課長 松崎 太郎 学校教育課長 此下 明雄 学校教育課主幹 長谷川 武宏 図書館長 吉村 きみ まちづくり協働課長 熊谷 由美 文化課長 井上 紀和 スポーツ課長 田口 浩一	
書記	教育政策課企画係長 吉川 僚 教育政策課企画係 葛西 匠	
傍聴人數	2名	
開会時刻	午後2時00分	
閉会時刻	午後3時05分	
	議題	可否
1 報告	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (3) 第12回第2次瀬戸市教育アクションプラン推進会議の開催結果について (4) 令和2年6月及び7月情報公開請求について (5) 議案書の訂正について (6) 令和2年6月請願について (7) せと歴！「広久手窯跡群の発掘調査を見に行こう」について	
2 議案	第31号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について 第32号議案 令和2年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について 第33号議案 令和2年6月請願について	
3 その他	・日程について ・GIGAスクール構想に係る契約について ・新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合への対応について	

	開会 午後2時00分
横山彰教育長	<p>ただいまから、令和2年8月定例会を開催します。</p> <p>教育長から傍聴者に対して注意事項の説明があった。</p> <p>7月教育委員会定例会及会議録（要旨）の承認を受けた。</p>
	<p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について            教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「家族の絆づくり「家族で楽しむトレッキング」」について催物の審査結果を報告。併せて、実績報告書に基づき、「瀬戸市民オーケストラ 第33回定期演奏会」をはじめ、2件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 第12回第2次瀬戸市教育アクションプラン推進会議の開催結果について            教育政策課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 令和2年6月及び7月情報公開請求について            教育政策課長、学校教育課長から、資料に基づき報告。</p>
寺田康孝委員	教育政策課分の1, 2は瀬戸市教育委員会が出している資料ではないが、開示請求先は瀬戸市でよいのか。また、出す内容についてもこちらで判断するのか。
教育政策課長	<p>文書の発出元は市町村教育委員会教育長研修会や尾張部都市教育長会議を所管しているところであるが、公文書として瀬戸市に保管されているので、開示請求があれば、開示していく。すべて開示できるわけではないので、関係機関に開示してよいかの意見を伺ったうえで開示をしている。</p> <p>(5) 議案書の訂正について            教育政策課長から、資料に基づき報告。</p>
加藤高明委員	<p>しっかりと注意して行ってほしい。</p> <p>(6) 令和2年6月請願について            学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(7) せと歴！「広久手窯跡群の発掘調査を見に行こう」について            文化課長から、資料に基づき報告。</p>
	<p>2 議 案</p> <p>第31号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について            教育政策課長から、資料に基づき説明。</p>

加藤高明委員	<p>教育アクションプランの策定から5年経過し、項目等の見直しが必要であると昨日の推進会議でも言われていた。子どもたちの学習面や宿泊を伴う学校行事や実験等のグループ学習が子どもたちの刺激となっていること、今年度についていえば、エアコンの設置やICTの整備等、学習環境が良くなっているので、こういった点を活用し、コロナ対策についてもう少しだけ教育長の総評の中に追記したほうが良いのではないか。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第31号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。(全員挙手)</p> <p>&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p> <p>第32号議案 令和2年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第32号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。(全員挙手)</p> <p>&lt;審議の結果、原案どおり承認する&gt;</p>
教 育 長	<p>ここで、先ほど報告事項にありました「令和2年6月請願について」を、第33号議案として追加上程します。</p> <p>第33号議案 令和2年6月請願について 学校校育課長から、資料に基づき説明。</p>
寺田康孝委員 学校教育課長 寺田康孝委員 学校教育課長	<p>4月7日付であったと記憶しているが、その請願についてが5月の定例教育委員会で上程された。「瀬戸市小中一貫教育実施要綱」の訂正事項のほかにも誤りがあるとして、再度、訂正の請願をされているが、請願書を読む限り、具体的に指摘されている箇所がないように思う。請願者の指摘している誤りとはどこか事務局は把握しているのか。</p> <p>事務局として、「瀬戸市小中一貫教育実施要綱」の内容を見直したが、請願者が指摘している誤りとは先ほど報告(5)で報告させていただいた議案提出者を「教育委員会教育長」と記載すべきところを「教育委員会委員長」としたところではないかと考えている。</p> <p>事務局としては請願者が指摘している他にも誤りがあるという点については具体的な指摘がされていないと理解してよいか。</p> <p>事務局としても具体的に誤りの箇所を指摘されていないため、分かりかねる。請</p>

	願者が指摘している他にも誤りがあるとした訂正箇所と報告（5）でお伝えした事案と訂正箇所が同じであると確定することができない状況をご承知おきいただきたい。なお、第1条の目的の表記も含め、要綱の果たす役割については十分なものであると考えている。
教 育 長	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第33号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手せず)	
	<審議の結果、不採択>
	3 そ の 他
	教育政策課長より、日程について、説明。
加藤高明委員	辞令伝達式は何時からか。
教育政策課長	10時からの予定である。
	教育政策課長より、G I G Aスクール構想に係る契約について、説明。
青山貴彦委員	落札価格が88パーセント付近に集中しているのはなぜか。
教育政策課長	往々にしてこういった結果になるのではないかと認識している。
青山貴彦委員	限定した中で、落札するのか。
教育政策課長	例えば、今回は指名競争入札として15社に声をかけ、4社が入札参加となった。こういった点を踏まえると、90パーセント付近の率になるのではないかと認識している。
中根志保委員	関連として、愛知県の弁護士会でコロナ禍の現状を考慮して、ウェブ会議ツールを用いた教育に関するオンライン授業のコンテンツを作成している。先週、トライアル授業を終え、秋ごろから本格的にタブレット等のデバイスを用いて個々の児童生徒に参加していただく形や学校のクラス単位で参加していく形を想定しており、瀬戸市にタブレットが導入されるのでご検討していただきたいと考える。
加藤高明委員	G I G Aスクール構想の一環としてタブレットとネットワークの環境整備が行われている。タブレットは2月から使用開始とあり、ネットワークについては、2月にタブレットが使用できるように整備を進めていくと思うが、なるべく早く整備をしてほしい。整備のスケジュールはどのようなものか知りたい。
教育政策課長	ネットワークが整備されないと端末を活用できないので、年内中にネットワーク

	を整備する予定である。このスケジュールに合わせ、端末についても年内中に機器を導入し、その後セッティングした上で、年明けの2月から使用していく。まずは、年内中に配線を完了させるというスケジュールで動いていく。
加藤高明委員	2月の使用開始に向けて、授業等も含め子どもたちがタブレットの使用に慣れるようになるべく早めに整備をして、試行期間等を設けていただきたい。
田中直美委員	2月から使用開始とあり、中学3年生が受験期であるので、混乱のないようにお願いしたい。
寺田康孝委員	工事は子どもたちの学校生活の妨げにならないものか。
教育政策課長	子どもたちの学習面に影響のないように進めていく予定である。大規模工事のように大がかりなものではないと考えられるので、注意を払いながら整備を進めてていきたい。
寺田康孝委員	コロナの影響で授業のコマ数も減っているのでなるべく影響のないようにやっていただきたい。また、タブレットを導入するにあたって使用についてのルールのようなものは作られるのか。
教育政策課長	タブレットの扱いについては今後、現場の先生方を交えて、ルール作りを行っていきたい。
	学校教育課長より、新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合への対応について、説明。
中根志保委員	3について、児童生徒本人の身近な方（家族等）が、濃厚接触者となった場合の説明中で、「濃厚接触者となった方が陽性であった場合、児童生徒は出席停止となる」とあり、この場合は2に該当すると説明があった。そのように考えるのならば、濃厚接触者となった方が陰性となった場合であっても、感染者と最後に接触してから2週間出席停止となると思うが、このことについて記載があったほうが良かったのではないか。これだけ感染者が増加してきてるので、3に該当してくることが多くなると想定される。そのため、家族が濃厚接触者であれば、2に該当すると読み取れるかもしれないが、家族等と記載があるので、習い事の先生等が濃厚接触者となった場合に、2に該当することになると読み取ることができないと思うので、もう少しわかりやすい記載が良かったのではないかと思う。
学校教育課長	いろいろパターンが想定される中で、すべての状況について記載してしまうと、煩雑になってしまうということでできるだけ見やすく記載をした。実際に陽性や濃厚接触者となった場合は保健所の聞き取りに応じて、「いつごろまで学校へは出席停止とする」という指示が出ると想定されるので、これに準じて対応していく。
中根志保委員	すべてを記載しきれないということであればこれでよいと思う。
青山貴彦委員	児童生徒本人の身近な方というのが同居者なのか習い事の先生等なのかが保護者が迷われる点ではないか。保健所による濃厚接触者の基準はマスクなし、1メートル以内、15分である。この3つが当てはまると濃厚接触者となる。家族について

	は家の中でマスクをする人はいないと思うので、濃厚接触者となると思う。児童生徒が陽性となった場合は公表するのか。
学校教育課長	様々な事案について、対応は異なると思うが、心配な状況があれば、登校については見合させていただきたい。児童生徒が陽性者となった場合は市町村での判断になると思うが、瀬戸市では、学校名等は公表せず、学校関係者ということで対応していきたいと考えている。
二宮あづさ委員	教職員が感染した場合は、どのような対応になるのか。
学校教育課長	保健所との相談になると思うが、3日間の臨時休校措置をとり、消毒を行う。その後、学年閉鎖や学級閉鎖を行うのかということや、濃厚接触者が多いということであれば、臨時休校の延長などを判断していく。
寺田康孝委員	出席停止となった子の授業の遅れ等がないように対応していただきたい。また、にじの丘では1学期期間に臨時のバスを出していただいたが、2学期においても状況によってはそういった対応はあるのかということと、2学期からも人的な補償もあるのかを聞きたい。
学校教育課長	状況も刻々と変わっていくため、2学期以降のことについても今後の検討事項であると思う。また、コロナの関係で人員を手厚くしていた点については、年度内の配置があるので、継続して対応していく。
加藤高明委員	児童生徒本人が濃厚接触者となった場合、「感染者が陰性になった場合であっても、感染者と最後に接触してから2週間は健康観察期間として出席停止」とあるが、出席停止の期間はどのくらいの長さであるのかということと、学年閉鎖等はどうやって決まるのかを聞きたい。
学校教育課長	保健所によって接触時期等の聞き取りがなされたうえでの判断であると考える。2については感染者が陰性になった場合、最後に接触した日から2週間健康観察期間を設け、1や3の出席停止については状況次第で決まると考える。
加藤高明委員	2では健康観察期間として2週間出席停止とあるので、1については2週間を超えて出席停止ということか。
学校教育課長	2については、2週間の健康観察期間中に陽性に切り替わる可能性もあるため、その場合、いつ発症したか等から判断し出席停止期間が決まる。1についてはいつ他者への感染のリスクがなくなるかという期間で考えている。
加藤高明委員	人にうつさないという判断はどうやって行うのか。
学校教育課長	保健所等の判断によるものであると思う。
青山貴彦委員	発症の2日前から発症後7日間が感染の可能性がある期間とされており、最近では10日間と言われている。
加藤高明委員	なぜ2では感染者と最後に接触してから2週間なのか。

中根志保委員

最近は10日間と言われているが、もともと2週間という期間が推進されていた  
ので、それに沿って記載したものではないのか。

閉会 午後3時05分

教育長

横山彰

教育長職務代理者

寺田康彦